

## 田奈保育園規則案内書

- 1 名称 田奈保育園 神奈川県公認保育所(第321号)  
昭和28年9月認可
- 2 設置主体 宗教法人 曹洞宗随流院(ズイリュウイン)
- 3 所在地 横浜市緑区長津田5丁目4番30号 電話 981-0342
- 4 目的 児童福祉法に基づいて、乳幼児の保育をします。
- 5 定員 児童福祉法定員 65名(0~1才児19名)。
- 6 保育年度 毎年4月1日より翌年3月31日までを1年度単価とします。
- 7 入園条件  
(1)対象児童年令 生後4ヶ月より小学校入学前までの乳幼児。  
(2)入園要件 家庭での保育に欠ける児童、両親が共働き、母子家庭父子家庭、家族に病人が居て保育が十分に出来ない、自営業で子供を見られない、等の理由のある家庭の児童、及び上記理由以外でも福祉事務所に申請し認められた場合、委託を受けて、正式に入園出来ます。  
(3)入園申込 初めに福祉事務所へ申請して下さい。  
申込受付は通年ですが、新年度の4月入所に関しては、前年の11月から申込書を配布しています。当園でも申請書をお渡し出来ます。
- 8 保育期間 開園時間-毎日午前7時30分。閉園時間-平日午後6時30分、土曜日午後3時です。  
延長保育-午前7時20分から午前7時30分、午後6時30分から午後6時45分までです(平日)。
- 9 保育内容 児童福祉法基準第55条の定める処により、保育いたします。  
日常的なしつけ、保護愛育、ことば使い、給食、自由集団遊び、音楽リズム、絵画製作、お話、社会・自然観察、午睡、体育
- 10 休日 日曜、祝祭日、年末年始6日、新年度準備日(3月31日 但し日曜日の場合は、3月30日です。)、その他園長が必要と認めた時。
- 11 保育料 措置児童は横浜市に直接納入することになっています。厚生省の定める徴収基準によって、各家庭の収入によってそれぞれちがいます。
- 12 連絡 年間を通じて必要な事項について、そのつどお知らせいたします。不明な点は直接園におたずね下さい。  
欠席が長引く時や、代理人の迎えによる降園の場合は必ず連絡して下さい。
- 13 送迎 登園降園時の送り迎えは、保護者によって責任もってお願いします。
- 14 利用 この規則案内書に基づいて、その範囲内で提供される保育サービスを利用することが出来ます。
- 15 細目 保育運営上の細目は別に諸注意事項として配布します。
- 16 費用 当園に直接納める費用はありません。行事の写真、遠足等の経費は希望者実費負担。  
延長保育料は、横浜市に代わり園が集め、横浜市に納めます。
- 17 保育証書授与式(卒園式) 毎年3月30日午前10時より。  
但し、30日が土曜日の場合は3月29日です。  
30日が日曜日の場合は3月28日です。